

史実の「魔女狩り」

— 魔女の幻影に怯えた人々 —

奥 田 紀代子

0. はじめに

中世及び近代ヨーロッパにおいて「魔女」とされた多くの人々が不当な裁判にかけられ、命を落としていったことは紛れもない史実です。私達はこれを「魔女裁判」、「魔女狩り」、「魔女迫害」などと呼び、歴史学的にはキリスト教の神学理論と民衆の無知がもたらした負の遺産と理解し、また10万人とも称される犠牲者数の8割は女性¹であったため、フェミニズムからは女性迫害の典型例とみなされています。

本発表では史実上の魔女狩りの実態を明らかにした上で、そこに現れる魔女像を検証し、最後にグリム・メルヒェン („Kinder- und Hausmärchen“, 初版1812)の「魔女」との比較を行い、何らかの結論を得たいと考えています。なおここで取り上げるメルヒェンはシンポジウムの全体構成と時間の都合上、KHM11『兄と妹』 („Brüderchen und Schwesterchen“)、KHM15『ヘンゼルとグレーテル』 („Hänsel und Gretel“)、KHM53『白雪姫』 („Sneewittchen“)の決定版(1857)に限定させて頂くこと、またドイツ語文献を使用する場合、Zauber、Zauberkunst、Zaubereiは「魔術」、Hexerei、Hexenkunstは魔女と結びついた魔術を指すので「魔女術」、と訳し分け²させて頂くことを、予めご理解頂きたいと思います。

1 イングリット・アーレント＝シュルテ (野口芳子/小山真理子訳):『魔女にされた女性たち』、勁草書房、2003年、20ページ参照。

2 アーレント＝シュルテ 2003年、10ページ参照。

1. ヨーロッパの魔女裁判の概観

ヨーロッパの魔女狩りは地域に応じてピークの波があり、その様相を包括的に説明するのは難しい³のですが、初期の魔女裁判は14世紀から15世紀初頭にかけてフランスとスイスで起こりました。その後宗教改革と反宗教改革を経て、1590年頃、1630年頃、そして1660年頃に、中央、北、西ヨーロッパで魔女裁判はその頂点を迎えました⁴。中でもドイツは魔女迫害が盛んに行われた地域であるというのが通説⁵で、例えば「最も精力的な魔女迫害史研究者」⁶の一人と見られるヴォルフガング・ベアリンガー (Wolfgang Behringer) は、かなり慎重な算出方法により全犠牲者数を4万5千人と見積もっていますが、ドイツにおける犠牲はそのうち約4割⁷に上るとしています。

この理由としては、中世末期から近代初期にかけてのドイツが、宗教改革や反宗教改革、カトリックとプロテスタントの二分化、気候変動、三十年戦争、小国分立などの影響により、社会不安が特に増大した時期⁸

3 Vgl. Levack, Brian P.: *The Witch-Hunt in Early Modern Europe*. London/N.Y.; 1987, zu deutsch: *Hexenjagd. Die Geschichte der Hexenverfolgungen in Europa*. München: Verlag C.H.Beck, 1995, S. 176.; Weber, Hartwig: »Von der verführten Kinder Zauberei« *Hexenprozesse gegen Kinder im alten Württemberg*. Sigmaringen: Jan Thorbecke Verlag, 1996, S. 60.

4 Vgl. Weber 1996, S. 60f.; 牟田和男：『魔女裁判』、吉川弘文館、2000年、183ページ参照。

5 Vgl. Schormann, Gerhard: *Hexenprozesse in Deutschland*. 3., durchgesehene Auflage. Göttingen: Vandenhoeck und Ruprecht, 1996, S. 22.; Levack 1995, S. 176.; Schmölzer, Hilde: *Phänomen Hexe. Wahn und Wirklichkeit im Lauf der Jahrhunderte*. 2. Auflage. München/Wien: Herold Verlag, 1987, S. 125. — 邦訳本、ヒルデ・シュメルツァー (進藤美智訳)：『魔女現象』、白水社、1994年、195ページ参照。

6 上山安敏/牟田和男編著：『魔女狩りと悪魔学』、人文書院、1997年、330ページ。

7 Vgl. Weber 1996, S. 60f.

8 Vgl. Wolf, Hans-Jürgen: *Geschichte der Hexenprozesse*. Sonderausgabe. Hamburg: Nikol Verlagsgesellschaft mbH, 1998, S. 21ff.; Levack 1995, S. 125ff.

であったことが考えられます。また元々「Hexeという言葉は古代、南欧、ゲルマンの概念の細分化されたイメージから構成されており、その起源は hag (垣根) と zussa (女性) の概念である」⁹ことから、魔女は未知なるマクロコスモス即ち森を行き来できる存在として受け取られ、地理的にも精神的にも森との結びつきの強いドイツ¹⁰で魔女が続出したとも考えられなくはないでしょう。

なおカトリック地域よりプロテスタント地域の方が穏やかな魔女狩りだった¹¹という説もありますが、全体的には共に魔女裁判を推進していました。但し各派が抱く魔女像は異なっており、例えばカトリックは自然災害や病気などをもたらす「害悪魔女」の存在を認めていたのに対し、プロテスタントはこれを神の摂理として否定し、魔女罪を神への背徳という犯意に帰着させたのです¹²。いずれにせよ魔女＝根絶すべきものとする図式は変わらなかった訳ですが、プロテスタントの唱えた脱呪術・魔術化は（たとえそれが神の「奇蹟」を信奉する思想に裏打ちされていたのだとしても）、後世の合理主義社会へのわずかな進歩ではあったと言えるかもしれません。

おびただしい数の犠牲者を生み出した狂気の魔女裁判は、17世紀末から極端に減少します。最後の魔女狩りは、西ヨーロッパではスイスで1782年に行われ、ヨーロッパ全体では1793年にポーランドで実施されました¹³。この魔女狩り終息の原因としては、まず第一に「理性の時代」と言われた18世紀の到来と共に啓蒙思想と科学万能主義が定着し、魔術や魔女の存在自体が否定されてきたこと、第二に数々の凄惨な魔女裁判

9 Wolf 1998, S. 25.; 上山安敏：『魔女とキリスト教』、人文書院、1993年、70ページ以下参照。

10 カール・ハーゼル（山縣光晶訳）：『森が語るドイツの歴史』、築地書館、1996年、67ページ以下参照。

11 Vgl. <http://www.sfn.uni-muenchen.de/rezensionen/inform/2001/rez263.htm> (2004年9月24日アクセス)

12 上山/牟田 1997年、56ページ以下参照。野口芳子：『グリム童話と魔女』、勁草書房、2002年、157ページ以下参照。

13 アーレント＝シュルテ 2003年、19ページ以下参照。

や宗教戦争の経験から、社会全体に思想・信仰の自由や個人の生存権を尊ぶヒューマンイズムの精神が宿ってきたこと、第三に中世から近代への過渡期が終了し、危機と内乱の社会が、国家間のヘゲモニー争いと資本主義の浸透という現実的な弱肉強食社会へ変化し、民衆が魔女の呪いなどを信じる精神的基盤を失ったことなどが挙げられます¹⁴。さらにクリスティアン・トマジウス (Christian Thomasius) などの魔女迫害反対派の論破も、看過できない一因であると思われます¹⁵。

2. 魔女裁判における魔女像の変遷 — 悪魔学的文学作品を手がかりに

ヨーロッパには昔から、呪術者、病を癒す者、産婆、薬草の知識や占星術に通じる魔女が存在し、その姿は古代文明社会において畏敬の念をもって崇められていた数々の女神像、即ち地中海世界の母性信仰やゲルマン民族の自然信仰などの神々と重なっていました。例えば図1では、薬草の庭で生き生きと働く女性たちと疎外された男性が、強弱のコントラストをもって印象的に描かれています。

これらの信仰は収穫、出産の成就を司る豊饒神を主として祭る母性宗教であったが故に、父子と聖霊を一身に帯びた唯一神の特徴をもつキリスト教により異教として排除されました。処女崇拜、精神の肉体に対する優位、男性の女性に対する優位を根本理念とするキリスト教は、善悪両面を併せ持ち民衆に畏れられつつ親しまれてきた古代の魔女にも異教徒の烙印を押し¹⁶、結果その観念から「畏敬の要素が抜き去られ、魔女は、恐怖、苦痛、狂乱、エロスのシンボルに替えられた」¹⁷のです。さら

14 浜林正夫/井上正美：『魔女狩り』、ニュートンプレス、1998年、221ページ以下参照。

15 Vgl. Soldan, Wilhelm Gottlieb/Heppe, Heinrich: Geschichte der Hexenprozesse, 2 Bde., Nachdruck der 3. (letzten) Auflage in der Neubearbeitung von Max Bauer. Hanau: Müller & Kiepenheuer, 1968-1969, Bd. 2, S. 245ff.; シュメルツァー 1994年、221ページ以下参照。

16 野口 2002年、143ページ以下参照。

17 上山 1993年、13ページ。



図1：薬草の庭

にキリスト教は、魔女が神の国を滅ぼそうとしている悪魔の手先として集団的に存在し、土着の豊饒儀式は害悪魔術であるという神学理論を唱え、これまで魔術を操ってきた女性たちのみならず、一般の女性たちも魔女であり得ると主張し魔女狩りを推奨しました¹⁸。頃は15世紀後半、本格的な魔女裁判の幕開けとともに、民俗的な魔女信仰と教会の教理上の魔女のイメージが合体して、キリスト教公認の新しい魔女像が誕生した訳です¹⁹。以後ヨーロッパの魔女類型として定着したのは、悪魔との契約、悪魔との情交、空中飛行、魔女サバト、害悪魔女の5つであり、

18 野口 2002年、198ページ以下参照。アーレント＝シュルテ 2003年、15ページ以下参照。

19 Vgl. Weber, Hartwig: Hexenprozesse gegen Kinder. Frankfurt a. M.: Insel Verlag, 2000, S. 7f. (im Vorwort 1990) – Der Text des vorliegenden Bandes folgt dem Titel: Kinderhexenprozesse. 1991.; シュメルツァー 1994年、78ページ参照。

これは魔女のペンタグラムと呼ばれていました²⁰。実際16世紀初めには既にハンス・バルドゥング・グリーン (Hans Baldung Grien) が、木版画の『魔女たち』 („Die Hexen“, 1510) において、魔女サバトへの準備の様子を詳細に描写しています (図2参照)。



図2：魔女サバトへの準備

20 上山/牟田 1997年、84ページ参照。Vgl. Behringer, Wolfgang: Hexenverfolgung in Bayern. Volksmagie, Glaubenseifer und Staatsräson in der Frühen Neuzeit. 3., verbesserte und um ein Nachwort ergänzte Auflage. München: R. Oldenbourg Verlag, 1997, S. 15.

また後に魔女狩りのバイブルとまで言われた悪名高き『魔女への鉄槌』 („Malleus maleficarum“, 1487) も、この時代の流れを汲んでいると言えます (図3 参照)。ヤーコプ・シュプレングァー (Jakob Sprenger) とハインリヒ・インスティトールス (Heinrich Institoris) というドイツ人ドミニコ会士の異端審問官たちによって書かれたこの本は、悪の根源を女性という性に求める壮絶な女性差別に刻印づけされていました。

例えばここには「[...] 女性が懐疑的で神の言葉を信じないということは、完全に語源学的に証明できる。つまり femina [女性] という言葉は、fe と minus から成り立っており (fe は fides、Glaube [信仰]、minus は weniger [より少ない]) の意であるから、femina は die weniger Glauben

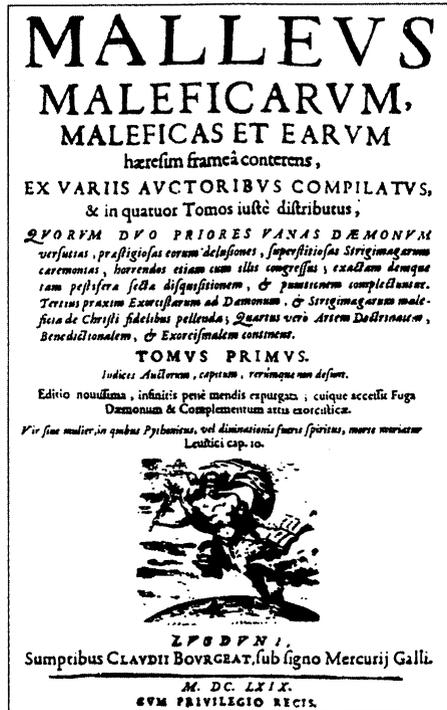


図3：『魔女への鉄槌』の第一面

hat [より信仰心が少ない者] となり)、実際女性は常に信仰心が乏しく、それを保持するのが困難である [...]」²¹という箇所や、「それ [女性] は死より、つまり悪魔よりも酷いものだ」²²などという女性蔑視の記述が随所に見られます。さらに深刻なことにこのような差別的見解は、14世紀以来急速に普及していた「悪魔が率いる魔女軍団に世界が制覇される」という「終末論」思想²³に由来しており、作者たちは他の多くの聖職者同様、神への忠誠という「善意」から筆を執っていたということです。また「魔女は大抵自分の子供を悪魔に捧げたり、あるいは魔術を授ける」²⁴といった点や、「新生児をかまどで焼いて」²⁵拷問を乗り切る黙秘薬を作ったり、不妊や流産を引き起こしたり子供たちを食べる²⁶などの性質を明記し、実際に「数え切れない子供たちを殺した」²⁷と告白する魔女を紹介するなど、子供までも標的にする邪悪な魔女像を徹底的に追究しています。

現在の私達から見れば驚くべき偏見に満ちたこの問題作は、皮肉なことに出版以来1669年までに少なくとも29版以上も増刷される²⁸大ベストセラーとなり、その後の魔女裁判を大いに勢いづけました。

さてここで、魔女狩りのメカニズムについて少し補足しておきたいと思います。先に述べた『魔女への鉄槌』はキリスト教聖職者による一般民衆への教唆でしたが、魔女狩りの原動力はこのような上からの宗教的圧力だけではありませんでした。当時の人々は、財は常にその総量が一定なので、自分の不幸は他人の幸福のせいであるという考え方をしまし

21 Sprenger, Jakob/Institoris, Heinrich: Malleus maleficarum. 1487, zu deutsch: Der Hexenhammer. Aus dem Lateinischen übertragen und eingeleitet von J.W.R. Schmidt. 13. Auflage. München: Deutscher Taschenbuch Verlag, 1997, 1. Teil, S. 99.

22 Sprenger/Institoris 1997, 1. Teil, S. 105.

23 野口 2002年、151ページ。

24 Sprenger/Institoris 1997, 3. Teil, S. 51.

25 Sprenger/Institoris 1997, 2. Teil, S. 37.; 3. Teil, S. 94.

26 Vgl. Sprenger/Institoris 1997, 1. Teil, S. 158.

27 Sprenger/Institoris 1997, 2. Teil, S. 138.

28 Vgl. Weber 2000, S. 9.

史実の「魔女狩り」

た。狭い共同体の中でひとたびある者に被害が出ると、幸せな隣人が害悪魔術を行使したためだとして、魔女告訴が行われたのです。よく知られていた害悪魔術としては、牛乳を盗む牛乳魔術や天候魔術、病気や死を呼ぶ魔術、動物への変身魔術などがありました。また『魔女への鉄槌』の所でも触れた、子供を悪魔への供物や食用、秘薬の原料とする目的で殺すなどの魔女の悪習も、民衆には身近なものでした²⁹。以下これらを図版でご確認下さい。図4は、ガイラー・フォン・カイザースベルク (Geyler von Kaysersberg) 著の教理問答集『エマイス (蟻塚)』 („Die Emeis“, 1516-1517) にある作者不明の木版画挿絵で、牛乳魔術が描かれています。図5、図6、図7は全てウルリヒ・モリトア (Ulrich



図4：牛乳魔術

29 アーレント＝シュルテ 2003年、25ページ以下参照。野口 2002年、179ページ以下参照。

Molitor) 著の『ラミアと女子言師について』 („De laniis et phitonicis mulieribus“, 1489) の中の木版画挿絵で、それぞれ天候魔術、病気を呼ぶ魔術、変身魔術がテーマとされていますが、いずれも作者は分かっていません。図8はフランチェスコ・マリア・グアッツォ (Francesco Maria Guazzo) 著の『魔女大要』 („Compendium maleficarum“, 1610) にある木版画挿絵 (作者不明) で、子供を火にかける魔女たちの様子が描かれています。

より厳密に言えば、民衆側の魔女像は、キリスト教徒上層階級が期待した「悪魔と結託する悪の集団の魔女」とは異なっていましたが、裁判での被告に対する壮絶な拷問により、裁判官の意に沿う自白が捏造され



図5：天候魔術



図6：病気を呼ぶ魔術

続けることで、その差異は次第に修復されていきました³⁰。また「自白」では、魔女集団に属する「共犯者」の名を挙げるのが強要されたため、裁判ごとに芋づる式に疑わしい魔女が出現し、犠牲者は増加の一途を辿ったのです³¹。特にドイツでは、1580年頃から主として西部で「委員会」(Ausschuss)なる住民組織が盛んに作られ、独自に魔女に関する調査を

30 アーレント＝シュルテ 2003年、162ページ以下参照。シュメルツァー 1994年、78ページ参照。

31 浜本隆志：『魔女とカルトのドイツ史』、講談社現代新書、2004年、101ページ参照。



図7：変身魔術

行いました。この魔女狩り委員会は共同体と裁判所双方から権威づけられており、十分な証拠が集まると正式に魔女告発に踏み切りました³²。なお前述のベーリンガーは、個人が原告となって訴訟を起こすことは、裁判で逆に被告となったり、いわゆる「魔女の仕返し」を受けるリスクが伴ったため、しり込みするのが通常であったと見ています³³。さらに

32 上山/牟田 1997年、223ページ以下参照。

33 Vgl. Behringer, Wolfgang: Kinderhexenprozesse. Zur Rolle von Kindern in der Geschichte der Hexenverfolgung. In: Zeitschrift für Historische Forschung, Bd. 16, Heft 1, 1989, S. 44f.



図8：子供を火にかける魔女

原告が敗訴すると全裁判費用を負担せねばならなかったことから、ペーリンガーの主張はある程度正しいと言えるでしょう。実際裁判を起こすには自ら原告になる方法の他に、名前が公表されず結果責任を問われない密告や、訴えたい相手に不利な噂を流し裁判所側からの告発を引き出す³⁴などの手段がありました。

また法整備としては、神聖ローマ帝国はローマ法に続き、1532年のカール五世刑事裁判令（通称カロリナ）を適用しました。これは拷問を主要素とする糾問主義の法律で、他者に害を与えた魔女の火刑を規定した³⁵反面、尋問、拷問、証人、自白についての人権的配慮がなされており、狂信的な魔女狩りに歯止めをかける意図もありました³⁶。しかし魔女罪

34 浜本 2004年、91ページ以下参照。

35 上山 1993年、242ページ以下参照。

36 上山/牟田 1997年、71ページ参照。

は「例外犯罪」であるとの一般認識の下、カロリナは次第に効力を失っていったのです³⁷。

『魔女への鉄槌』の出版からおおよそ100年後、今度はトリアーの魔女迫害の理論家であった補佐司教のペーター・ビンスフェルト (Peter Binsfeld) が、自身の経験に基づいた著書『魔術師ならびに魔女の自白に関する論考』 („Tractatus de confessionibus maleficorum et sagarum“, 1589) を発表しました。彼は、魔術は通常の規則が当てはまらない例外犯罪で、正式な裁判とは異なり子供すら拷問にかけることができ、その証言を大人たちに対する間接事実として捉えても良いとの考えを示し³⁸、子供にまで告発を期待する神出鬼没の魔女のイメージを追加しました。なおこの本の第一面 (図9) には、中央部分で釜の中への子供の逆さづり、両側には悪魔と魔女の親交、左奥には空中飛行が描かれています。

さてビンスフェルトの著書出版と時を同じくした第一弾の魔女狩りの波を経て、1630年頃の第二波魔女迫害の際、イエズス会修道士で聴罪司祭を務めていたフリードリヒ・フォン・シュペー (Friedrich von Spee) が、『犯罪者への警告』 („Cautio Criminalis“, 1631) を発表しました (図10及び図11参照)。これは注目すべき魔女迫害反対論で、彼は魔女の实在こそ疑ってはいなかったものの³⁹、「これまで火あぶりにされてきた多くの魔女の中には、無実の者が沢山いる」⁴⁰という経験上の確信を持って、被告を最初から有罪と決めつけ自白を強要する裁判形式を強く批判したのです。シュペーの誠実で勇氣あるこの著作は、残念ながら従来の魔女像を覆し魔女裁判を抑止する決定的な影響力は持たなかったのですが⁴¹、少なくとも魔女妄想の虜となっていた同時代の人々に、「魔女罪は

37 Vgl. Weber 2000, S. 9.; 上山 1993年、243ページ以下参照。

38 Vgl. Behringer 1989, S. 35.

39 Vgl. Spee, Friedrich von: Cautio Criminalis. 1631. Aus dem Lateinischen übertragen und eingeleitet von Joachim-Friedrich Ritter. 6. erweiterte Auflage. München: Deutscher Taschenbuch Verlag, 2000, S. 1.

40 Spee 2000, S. 5.

41 シュメルツァー 1994年、220ページ参照。



図9：『魔術師ならびに魔女の自白に関する論考』の第一面

冤罪であり得る」という常識的見解を示唆したという点では、大変意義があったと言えるでしょう。

この1630年頃の魔女迫害のピークの後、スウェーデン軍の占領などの影響もあり魔女裁判数は極端に減少します。しかし1660年頃再び第三波の魔女迫害が起こり、迫害擁護論もその勢いを保ち続けます。アウクスブルクの神学者で説教者であったテオフィル・シュピツェリウス(Theophil Spizelius)は『暗闇の破られた力』(„Die gebrochene Macht der Finsternüss, oder zerstörte teuflische Bundes- und Buhl-Freundschaft (...)“, 1687)を發表し、そこで魔女と子供の関係について言及しました。1590年頃の迫害第一波では犠牲者の大半が老女だったので



図10：フリードリヒ・フォン・シュベール（1591－1635）

が、1630年頃の第二波では男性や子供の犠牲が目立つようになります⁴²。そして1660年頃の第三波が起こる17世紀後半から18世紀前半にかけて処刑されたのは子供が多く⁴³、バーリンガーが述べているように、「傾向上もはや迫害対象は老女ではなく、若い男性たち、即ち『少年魔術師たち』であった」⁴⁴という状況も見られました。シュピツェリウスはこの現象に着目し、さらにカルフで1683年に実際に起こった大規模な子供魔女

42 Vgl. Behringer 1989, S. 37f.

43 Vgl. Behringer 1989, S. 39.

44 Behringer 1997, S. 348.



図11：『犯罪者への警告』の第一面

裁判を参照して⁴⁵、子供魔女の存在を確証しました。そこでは多くの子供たちが自分を魔女だと称し、他者を魔女として訴えたのです⁴⁶。シュピツェリウスのような迫害賛成派にとっては、「[子供たちの] 自由意志の自白は常に、推敲された魔女理論の正当性に対する最も確実な証拠であった [...]」⁴⁷と言えます。なお彼の活躍したアウクスブルクでは、魔

45 Vgl. Weber 1996, S. 15.; Behringer, Wolfgang (Hrsg.): Hexen und Hexenprozesse in Deutschland. 5. Auflage. München: Deutscher Taschenbuch Verlag, 2001, S. 424ff.

46 Vgl. Weber 2000, S. 286ff.

47 Behringer 1997, S. 175.

女狩りが下降線を辿った17世紀後半においても、図12のような悪魔や魔女の集会の様子を描いた木版画が掲載されたピラ（1669）が配られていました。

子供たちの自由意志による魔女罪の自白は、裁判形式の杜撰さを指摘してきた従来の迫害反対派のアキレス腱でした⁴⁸。そのような風潮の中登場してきたのが、初期の啓蒙思想家で強力な迫害反対者のトマジウスです（図13参照）。彼は『魔術の悪習についての概説』（„De crimine magiae. Vom Laster der Zauberei“, 1701）を発表し（図14参照）、周知の魔女理論の根拠が薄弱であると述べ、魔術の存在を擁護する法学者や神学者側の理由を精査し、これを不条理であるとししました⁴⁹。彼は悪魔



図12：悪魔と魔女の集会

48 Vgl. Behringer 1989, S. 46.

49 Vgl. Soldan/Heppe 1968-1969, Bd. 2, S. 249.



図13：クリスティアン・トマジウス（1655－1728）

の霊的存在を認めていた⁵⁰ものの魔女との結託を否定し⁵¹、魔女術を否定する立場を取ったのです⁵²。悪魔学者の聖書による根拠づけの解体を特徴とする⁵³彼の論理的な主張は、「多くの同調者を獲得」⁵⁴し、全面的

50 Vgl. Thomasius, Christian: Vom Laster der Zauberei. Über die Hexenprozesse. De Crimine Magiae. Processus Inquisitorii contra Sagas. Herausgegeben, überarbeitet und mit einer Einleitung versehen von Rolf Lieberwirth. Unveränderter Nachdruck der 1967. 2. Auflage. München: Deutscher Taschenbuch Verlag, 1987, S. 71.

51 Vgl. Thomasius 1987, S. 45.

52 Vgl. Thomasius 1987, S. 47ff.; Wolf 1998, S. 864.

53 上山/牟田 1997年、87ページ参照。

54 浜林/井上 1998年、72ページ。

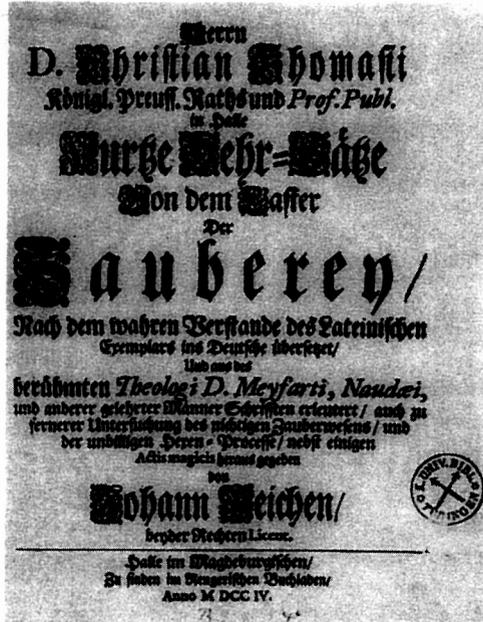


図14：『魔術の悪習についての概説』の口絵

な魔女裁判廃止を訴えるその努力は、同世紀末にヨーロッパの魔女狩りが終息する成果に結びつきました⁵⁵。またその背景として、子供の姿をした魔女のイメージが社会に定着した結果、魔女罪を自己申告し他者を死へと誘う子供たちが後立たないという驚愕の事態に直面したことで、人々が魔女妄想から覚醒するきっかけを得たとも考えられるでしょう。

3. グリム・メルヒェンの「魔女」と史実の魔女

ドイツで最後に魔女が処刑されたのは1775年⁵⁶、グリム兄弟の兄ヤー

55 シュメルツァー 1994年、221ページ以下参照。Vgl. Thomasius 1987, S. 30.

56 Vgl. Behringer 1989, S. 41.

コプ・グリム (Jacob Grimm) が1785年生まれ、弟ヴィルヘルム・グリム (Wilhelm Grimm) がその翌年に誕生しているので、彼らにとって魔女裁判は比較的身近な歴史的事実であったと思われます。

ヤーコプは『ドイツ神話学』 („Deutsche Mythologie“, 1835) の中で、古代の神々や精神世界を研究することにより、過去数世紀の宗教的観念を洞察しました⁵⁷。さらにドイツの魔女の存在を巧みに概括しつつ、その詳細を鋭敏に探究したのです⁵⁸。彼は「キリスト教は、ローマ人やギリシャ人のみならずケルト人やゲルマン人においても、魔術を使う女性たちの概念を異教的なものとして見いだしたが、それを多様に変えた」⁵⁹と述べ、さらに「キリスト教化以来、魔術は [...] 異教の邪神たちと結びつき」⁶⁰、「魔女たちは椅子から転落した古代の女神たちの従者で、善良で崇められていた存在から、敵対的で恐れられる存在へ変えられた」⁶¹と指摘しています。これらの点からヤーコプが、魔女迫害の中の魔女像を的確に把握していたことが分かり⁶²、そしておそらく弟ヴィルヘルムも、明察と博学にかけて敵わないことを認めていた兄⁶³と、同様の見解を得ていたことでしょう。

KHM11『兄と妹』⁶⁴の「魔女」(eine Hexe)⁶⁵は継母で、継子である兄妹を憎み執拗に攻撃を仕掛けますが、数々の悪事が露見し結局火刑に処されます。彼女は兄を動物に変身させる点で変身魔術を行使しており、

57 Vgl. Gerstner, Hermann: Brüder Grimm. 9. Auflage. Reinbek: Rowohlt Taschenbuch Verlag, 1997, S. 78.

58 Vgl. Soldan/Heppe 1968-1969, Bd. 2, S. 388.

59 Grimm, Jacob: Deutsche Mythologie. Zweiter Band. Hildesheim/Zürich/N.Y.: Olms-Weidmann, 2001, S. 872.

60 Grimm 2001, S. 881.

61 Grimm 2001, S. 881.

62 野口 2002年、20ページ以下参照。

63 高橋健二：『グリム兄弟・童話と生涯』、小学館、1984年、39ページ参照。

64 Vgl. Brüder Grimm: Kinder- und Hausmärchen. Vollständige Ausgabe, mit einer Einleitung von Herman Grimm und der Vorrede der Brüder Grimm zur ersten Gesamtausgabe von 1819. München: Winkler-Verlag, 1963, S. 91-103.

65 Brüder Grimm 1963, S. 92.

これは民衆の中に根づいていた害悪魔術⁶⁶の一つです。変身魔術は実際の告訴理由としては稀であった⁶⁷ものの、魔女裁判での尋問カタログの一項目でした⁶⁸。なお尋問では主に自分が動物に変身したかどうかが問われたのですが、『魔女への鉄槌』では他者を変身させる魔術について何度も言及されており⁶⁹、自身か他者かという対象の相違を超えて変身魔術という一つのカテゴリーに位置づけることは、問題ないと思われます。

またKHM15『ヘンゼルとグレーテル』⁷⁰の「悪い魔女」(eine böse Hexe)⁷¹は、子供を食べる習慣があり、パンとケーキで家を作っては子供をおびき寄せていますが、逆にグレーテルにかまどで焼き殺されてしまいます。共同体から離れて暮らす老女という点では、1590年頃の第一波の魔女迫害で犠牲になった多くの女性たちの姿と重なり、また子供を食べるという行為は、民衆に知られていた魔女の悪習です⁷²。

KHM53『白雪姫』⁷³で魔女に相当する人物は白雪姫の継母で、魔女とは記述されていないのですが、毒の櫛を作る魔女術を心得ています⁷⁴。また毒りんごを作る時には魔女術という表現はありませんが、文脈からやはり魔女術を使ったと想定しても支障はないでしょう。彼女は美人で高慢であり、自分よりも綺麗な白雪姫の存在が許せず何度も殺害を試みますが、失敗続きです。最後は魔女裁判の拷問にもあった焼いた鉄の靴⁷⁵を履かされ、死ぬまで踊らされます。魔女術で毒の櫛や毒りんごを作る行為は、病気や死を呼ぶ害悪魔術と考えられ、特にりんごは現実

66 シュメルツァー 1994年、77ページ以下参照。野口 2002年、215ページ以下参照。

67 野口 2002年、215ページ参照。

68 上山/牟田 1997年、18ページ以下参照。牟田 2000年、15ページ参照。

69 Vgl. Sprenger/Institoris 1997, 2. Teil, S. 69, 88ff, 220ff.

70 Vgl. Brüder Grimm 1963, S.116-125.

71 Brüder Grimm 1963, S. 122.

72 Vgl. Röhrich, Lutz: Märchen und Wirklichkeit. Dritte Auflage. Wiesbaden: Franz Steiner Verlag, 1974, S. 17.

73 Vgl. Brüder Grimm 1963, S. 297-308.

74 Vgl. Brüder Grimm 1963, S. 303.

75 森島恒雄：『魔女狩り』、岩波新書、1987年、107ページ参照。

世界においても、害悪魔術をもたらす道具として人々に認識されていた⁷⁶。

これまで見てきたグリムの魔女（や魔女術の心得のある女）たちは皆、民衆に馴染みのある害悪魔術や悪習などの魔女罪に手を染めたことを皮切りに、火刑や拷問死に追い込まれていきました。また彼女らは魔女のペンタグラムのうち、キリスト教聖職者たちが期待した「悪魔との結託」を示す行動、即ち悪魔との契約、悪魔との情交、空中飛行、魔女サバトなどは全く見せていません。さらに三人とも極めて邪悪な破壊的性格で、『魔女への鉄槌』の「[...] 女性の心の主調をなすのは、底知れぬ悪意である」⁷⁷という記述を具現しています。

4. 終わりに

本発表ではこれまで、魔女裁判の歴史を踏まえつつ、キリスト教以前の民間信仰の中の魔女が、15世紀後半にキリスト教神学上の魔女のイメージと合体し、「神の国を滅ぼすことを念頭に、悪魔と結託し害悪魔術を行使する魔女集団」という新しいイメージが誕生したこと、そして魔女狩りの時代が進むにつれ、「魔女は女性のみならず、男性や子供の姿までも借りて神出鬼没に現れる」という概念が定着し、驚愕の子供魔女の出現を通しようやく人々が魔女妄想から覚醒するといった過程について述べてきました。

グリム兄弟はもはや「魔女の幻影に怯えた人々」ではなく、魔女狩りにおける魔女像を正確に把握していた19世紀人だったのですが、彼らの伝えるメルヒェンの「魔女」たちは、史実上の魔女たち同様、（自白強要による冤罪か実行犯かという違いはあるものの）魔女罪で火刑や拷問死に至るという悲劇的運命を免れませんでした。しかし彼女らの害悪魔術や悪習は本来民衆に深く根づいていたもので、その日常生活においてはキリスト教神学に由来する「悪魔との結託」の要素が一切見られない点、そして何より『魔女への鉄槌』の主張を体現するその否定的存在こそが、結果として主人公たちに成功を、一兄と妹には王族の地位を、ヘンゼル

76 野口 2002年、186ページ参照。

77 Sprenger/Institoris 1997, 1. Teil, S. 106.

とグレーテルには富を、白雪姫には自分を世界で一番大切にしてくれる優しい王子との巡り合いと結婚を一、もたらしたという点で、古代の善悪両面を持つ異教的な魔女たちの面影を、私達に想起させてくれるのではないのでしょうか。

私の発表は以上です。ご清聴どうもありがとうございました。

図版出典一覧

- 図 1 : Wolf 1998, S. 52.
- 図 2 : Wolf 1998, S. 157.
- 図 3 : Wolf 1998, S. 57.
- 図 4 : Wolf 1998, S. 884.
- 図 5 : Wolf 1998, S. 79.
- 図 6 : Wolf 1998, S. 79.
- 図 7 : Wolf 1998, S. 78.
- 図 8 : Levack 1995, S. 21.
- 図 9 : Wolf 1998, S. 582.
- 図 10 : Soldan/Heppe 1968-1969, Bd.2, S. 187.
- 図 11 : Wolf 1998, S. 706.
- 図 12 : Wolf 1998, S. 210.; Vgl. Behringer 1997, S. 345.
- 図 13 : Wolf 1998, S. 25.
- 図 14 : Wolf 1998, S. 862.